

平成 27 年 8 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県学童保育連絡協議会

会長 小神 長次

平成 28 年度に向けた学童保育に関する要望

1. 神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう財政措置をしてください。
2. 省令に示された基準に伴う、学童保育の集団の規模（おおむね 40 人以下）を守るための財政支援をしてください。また、児童福祉法改正に伴い小学校 6 年生までが受け入れられる財政措置をしてください。
3. 学童保育指導員の研修を充実させてください。
 - ① 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育の専門性が確保できる内容で実施すること。
 - ② 神奈川県が現在実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容で引き続き充実を図ること。
 - ③ 前二項の研修について、学童保育指導員が業務として位置づけられるようにすること。また、参加しやすい計画にすること
 - ④ 上記実施のために財政措置を図ること。
4. 指導員賃金がきわめて低い水準である実態をふまえ、まず、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を確実に予算化してください。
5. 学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない子どもが、学童保育に通えるよう財政支援をしてください。
6. 障害児受入補助（障害児受入推進事業）を実態に合わせた指導員加配に対応できるものとしてください。

7. 災害時に子どもの命を守るため、以下を実施してください。
 - ① 県が平成 27 年 3 月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県内の学童保育所について耐震調査を実施し、その結果安全が確保できない施設については、至急対策を講じること。
 - ② 県が非常災害対策指針を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

8. 「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」について、以下のことを実施してください。
 - ① 国が示した運営指針に添って学童保育の質が充実するような内容にすること。
 - ② 県内学童保育の質の向上に向け、普及推進を図ること。

9. 現在、神奈川県学童保育連絡協議会が実施する研究集会に対し県より後援を受けています。ついては、実施をより円滑にするため共催にしてください。

10. 国に対して以下の要望をしてください。
 - ① 学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。
 - ② 「子ども・子育て支援新制度」の不十分な点の抜本的な拡充を国に求めること。
 - ③ 学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉施設」に位置付けること。
 - ④ 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施すること。

11. 県内の市町村に対し県の考え方を以下のように示してください。
 - ① すべての小学校区に学童保育が実施されるようにすること。
 - ② 「児童福祉法」改正で学童保育の対象児童が小学校 6 年生までに拡大されたことに伴い、学童保育を必要とするすべての児童が入所できるようにすること。
 - ③ 省令に示された基準に伴う、学童保育の集団の規模（おおむね 40 人以下）を実行すること。
 - ④ 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施すること。
 - ⑤ 市町村の責任で研修を実施し学童保育指導員の力量向上をはかること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。